

能登地域森林計画の変更（案）の概要

○計画期間

令和7年4月1日～令和17年3月31日の10年間

現行計画の経緯

樹立：令和6年度（令和7年1月14日公表）

○対象とする市町の区域

七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、かほく市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町の5市7町



能登地域森林計画区

計画期間 R7～R16(10年間)

津幡町以北の5市7町

<主な変更点>

- ① 人工林の植栽本数の変更（マツ、コナラ、クヌギ、ケヤキ）
- ② 計画数量の変更（治山・林道）

第2章 計画事項（共通編）

第2. 森林の整備に関する事項

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

(7) 人工林の植栽本数

森林の状況に応じて、造林コストの軽減や多様な森林整備に対応するため、マツ（海岸林以外）、コナラ、クヌギ、及びケヤキの基礎とする植栽本数の下限を1,500本に変更する。

第3章 計画事項（能登森林計画区編）

第4－2 保安林の整備及び治山事業に関する計画

治山事業地区数	現計画	今回計画	増 減
	205地区	208地区	+ 3地区

地震と豪雨による山腹崩壊への対策を実施するため、地区数を増加

第5－2 林道の開設及び拡張に関する計画

林道拡張	現計画		今回計画		増 減	
	71 路線	改良 97箇所 舗装 48 km	72 路線	改良 98 箇所 舗装 48 km	+1 路線	改良 + 1箇所 舗装 - km

橋梁点検を実施するため、改良箇所を増加